

男女共同参画施策 市民オンブード 報告書を提出

2月1日、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード」が、令和2年度事業に対する調査報告書をまとめ、藤原市長に提出しました。

市の男女共同参画施策を市民の立場から調査する同オンブードは、報告書作成に当たり関係部局へのヒアリングや「第2期伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況調査を行いました。

報告書は、市の取り組みに対する評価や意見が掲載されており、市ホームページ（下記二次元コード）から読み取り可）で公開しています。



◆外国人雇用はルールを守って適正に 日本で働いている外国人は社会の一員です。外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮し、適正に就労できるように、事業主は次のことを守りましょう。

「雇い入れ・離職時の届け出 事業主は、外国人の雇い入れ・離職の際に氏名・在留資格などをハローワークへ届ける。

「適切な雇用管理 事業主は、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿って、職場環境の改善や再就職の支援

◆オンライン交流会「隣の町のNPO」を開催 2月26日(土)午後6時半。

近隣で活動するNPOの活動事例紹介や情報交換を行います。

定員20人。無料。

2月15日から市ホームページ（下記二次元コード）から読み取り可）で電子申請を。先着順。

市ホームページから申し込み可。1234。

◆令和3年度農業賞 4人を表彰 市は、多年にわたり農業に精励し生産性の高い農業の確立に努めた人や指導者として後進の育成と指導に努めた人を次の通り表彰しました（敬称略）。

【農業賞】▽中島俊明▽阪部育夫▽前田正弘▽田中弘章。

市農業政策課 ☎784・8050。

◆マイナポイント第2弾 国は、マイナポイント第2弾を実施しています。

対象は9月30日までにマイナンバーカードを申請した人で

10万円を支給 個人事業主等支援金

申請は2月18日まで

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した市内事業主に支給する「個人事業主等支援金」の申請期限は2月18日です。

詳しくは、市ホームページ（下記二次元コード）から読み取り可）で確認を。



市個人事業主等支援金給付事業事務局
☎764-7749

利用番号	第 号
伊丹市福祉タクシー利用券	
利用者氏名	伊丹市
住所	電話
電話番号	第 号
有効期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
	伊丹市

◆動画配信「伊丹市障がい者市民福祉講演会」 2月15日、3月31日、YouTubeで伊丹市障がい者市民福祉講演会の動画を配信します。

内容は、(社福)いすみの子の河南勝さんによる講演「障がいのある人が自分で考え、決める力を育て

◆外国人雇用はルールを守って適正に 日本で働いている外国人は社会の一員です。外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮し、適正に就労できるように、事業主は次のことを守りましょう。

「雇い入れ・離職時の届け出 事業主は、外国人の雇い入れ・離職の際に氏名・在留資格などをハローワークへ届ける。

「適切な雇用管理 事業主は、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿って、職場環境の改善や再就職の支援

◆環境影響評価書を公表 市は、「(仮称)統合新病院」の整備工事に係る「環境影響評価書」を次の通り公表します。

▽公表期間 2月15日～3月15日

▽公表場所 市役所5階の環境保全課、市ホームページ。

市環境保全課 ☎784・8054。

◆令和3年度農業賞 4人を表彰 市は、多年にわたり農業に精励し生産性の高い農業の確立に努めた人や指導者として後進の育成と指導に努めた人を次の通り表彰しました（敬称略）。

【農業賞】▽中島俊明▽阪部育夫▽前田正弘▽田中弘章。

市農業政策課 ☎784・8050。

◆マイナポイント第2弾 国は、マイナポイント第2弾を実施しています。

対象は9月30日までにマイナンバーカードを申請した人で

重度障がい者や在宅寝たきり高齢者に交付している「福祉タクシー利用券」の有効期限は3月31日までです。

4月以降、継続して使用を希望する人は、更新の手続きをしてください。

更新の対象者にはがきで送付している「使用更新申請書」を2月25日までに切手を貼って返送か直接、市役所1階の地域・高齢福祉課、各支所・分室、「ふらっと」人権センター、く

◆動画配信「伊丹市障がい者市民福祉講演会」 2月15日、3月31日、YouTubeで伊丹市障がい者市民福祉講演会の動画を配信します。

内容は、(社福)いすみの子の河南勝さんによる講演「障がいのある人が自分で考え、決める力を育て

◆外国人雇用はルールを守って適正に 日本で働いている外国人は社会の一員です。外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮し、適正に就労できるように、事業主は次のことを守りましょう。

「雇い入れ・離職時の届け出 事業主は、外国人の雇い入れ・離職の際に氏名・在留資格などをハローワークへ届ける。

「適切な雇用管理 事業主は、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿って、職場環境の改善や再就職の支援

◆環境影響評価書を公表 市は、「(仮称)統合新病院」の整備工事に係る「環境影響評価書」を次の通り公表します。

▽公表期間 2月15日～3月15日

▽公表場所 市役所5階の環境保全課、市ホームページ。

市環境保全課 ☎784・8054。

◆令和3年度農業賞 4人を表彰 市は、多年にわたり農業に精励し生産性の高い農業の確立に努めた人や指導者として後進の育成と指導に努めた人を次の通り表彰しました（敬称略）。

【農業賞】▽中島俊明▽阪部育夫▽前田正弘▽田中弘章。

市農業政策課 ☎784・8050。

◆マイナポイント第2弾 国は、マイナポイント第2弾を実施しています。

対象は9月30日までにマイナンバーカードを申請した人で

福祉タクシー利用券 郵送申請に協力を

らしのプラザへ。切手を貼っていない申請書は届きません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請に協力をお願いします。

期限までに手続きをした人には、新しい利用券(左上写真)を3月末ごろに発送予定です。

市地域・高齢福祉課 ☎784・8099。

◆外国人雇用はルールを守って適正に 日本で働いている外国人は社会の一員です。外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮し、適正に就労できるように、事業主は次のことを守りましょう。

「雇い入れ・離職時の届け出 事業主は、外国人の雇い入れ・離職の際に氏名・在留資格などをハローワークへ届ける。

「適切な雇用管理 事業主は、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿って、職場環境の改善や再就職の支援

◆環境影響評価書を公表 市は、「(仮称)統合新病院」の整備工事に係る「環境影響評価書」を次の通り公表します。

▽公表期間 2月15日～3月15日

▽公表場所 市役所5階の環境保全課、市ホームページ。

市環境保全課 ☎784・8054。

◆令和3年度農業賞 4人を表彰 市は、多年にわたり農業に精励し生産性の高い農業の確立に努めた人や指導者として後進の育成と指導に努めた人を次の通り表彰しました（敬称略）。

【農業賞】▽中島俊明▽阪部育夫▽前田正弘▽田中弘章。

市農業政策課 ☎784・8050。

◆マイナポイント第2弾 国は、マイナポイント第2弾を実施しています。

対象は9月30日までにマイナンバーカードを申請した人で

分野に広がっています。定額制のため使用回数が多いほど割安感がある便利なサービスですが、利用しなくても料金が発生し、一般的に解約するまで自動更新され、支払いが続きます。

他にも次のようなトラブルがあります。

▽検索結果の上位に表示された有料質問サイトをメーカーの公式サイトと勘違いして利用し、月額料金を請求された▽アプリを削除し解約したつ

もりであったが解約できていなかった。

★利用時のアドバイス 申し込み前に必ず契約内容、解約方法、事業者の連絡先を確認しましょう。

解約に必要なID▽パスワード▽メールアドレス▽「無料体験」「無料トライアル」の場合は、期間の終了日と有料サービスへの移行日などの情報は記録しておきましょう。

クレジットカードなどの明細の通り開設します。無料で写真撮影あり。

【日時】会場 2月15日(火) 南分室▽17日(木) 男女共同参画センターこころ▽22日(火) 「ふらっと」人権センター▽25日(金) さらさらホール▽3月1日(火) 神津支所▽3日(木) 西分室▽7日(月) いらスタホール▽10日(木) 野間分室。いずれも午前10時～午後4時半【内容】同カードの▽申請▽交付受け付け(受け取りは後日郵送)【定員】各50人。

各開催日の7日前までに市民課マイナンバー担当へ(申請は当日直接可)。先着順。

◎マイナンバー窓口休日開庁 市は、休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの相談などができる窓口を次

を毎月確認し、支払いを管理しましょう。

サブスクを契約したものの思ったほど使わなかったという場合もあります。契約中のサービスや料金を定期的に確認し、自分に合ったサービスを活用しましょう。

消費生活や製品事故に関する相談は、消費生活センター ☎75・1298 (相談専用平日午前9時～正午、午後1時～4時15分)へ。

市政見る聞く パブコメを公表

◆中心市街地活性化基本計画(案)についてのパブリックコメント結果を公表 公表期間などは次の通り。

▽公表期間 2月15日～3月15日

▽公表場所 市役所6階のまちなかにぎわい課、同1階の



内容は、①同カードを新規取得した人(同第1弾で満額付与を受けた人除く)に最大5千円相当のポイントを付与②健康保険証としての利用申し込みをした人、公金受取口座の登録をした人に各7千500円相当のポイントを付与。

受付期間は、①令和5年2月28日まで②6月ごろ③5年2月28日。

申請方法は詳しくは、同ポイントホームページから確認を。

◆マイナンバー出張窓口 市は、休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの相談などができる窓口を次

の通り開設します。

【日時】2月27日、3月13日、27日の日曜午前9時～午後3時【会場】市役所1階の市民課1番窓口。

* * 持ち物など詳しくは、市ホームページで確認を。

市市民課マイナンバー担当 ☎784・8121。